

## 救護施設に係る宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について（案）

### 1 内容

宮城県の福祉サービス第三者評価は、厚生労働省の評価基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、「保育所版」、「障害者・児福祉サービス版」及び「高齢者福祉サービス版」の各福祉サービスについて、県の「評価基準」及び「判断基準・着眼点」（以下、「評価基準」という。）を策定しているが、「救護施設」については、評価基準を策定していなかったため、「障害者・児福祉サービス版」の評価基準を採用して対応してきたところである。

全国的には、救護施設を第三者評価対象としているのは4 2都道府県（令和2年度末速報値。全国社会福祉協議会調べ）であること、及び、評価機関から救護施設における評価基準の設定について要望があったことを踏まえ、「救護施設版」の設定を行うもの。

### 2 救護施設版の評価基準の設定方針

ガイドラインが設定されるにあたっては、各福祉サービスの評価が効果的に実施されるよう、また、ガイドライン本来の趣旨が変わらないように配慮して所要の見直しが行われており、従来から各福祉サービスにおける県の評価基準はガイドラインに沿って定めてきたことから、救護施設についても同様に取扱うこととしたい。なお、評価機関に対する研修等の準備期間を確保するため、令和3年中に設定し、評価調査者継続研修を行った上で、令和4年度から施行することとしたい。

### 3 設定スケジュール（予定）

令和3年12月9日	委員会での審議
委員会終了後	各委員からの意見取りまとめ等
令和4年1月	通知発出
令和4年2月	評価調査者継続研修（設定基準の内容を反映）
令和4年4月1日	設定基準施行